

9 時 効

被災職員等が補償の請求を2年間（障害補償及び遺族補償については5年間）行わないときは、補償を受ける権利は時効により消滅します。

時効は、補償を受ける権利が発生した日の翌日から起算することになっていますが、補償を受ける権利発生日等は次のとおりです。

- 療養補償

療養の費用の支払義務が確定した日――

- 休業補償

療養のため勤務をすることができず給与を受けない日――

- 介護補償（介護補償に係る未支給の補償を除く。）

介護を受けた日の属する月の末日――

- 葬祭補償

職員が死亡した日――

- 障害補償

負傷又は疾病が治った日――

- 遺族補償

職員が死亡した日――

の翌日から起算して2年間

に補償請求を行わないとき

時
効

の翌日から起算して5年間

※ただし、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応じて定められている時効の期間経過前に公務又は通勤による災害の認定を請求した場合は、基金が当該災害を公務又は通勤による災害と認定したことを当該認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となる（ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日の以前の日であるときはこの限りでない。）。